

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年12月5日

京都市長 門川 大作

京都市規則第24号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第30号。以下「改正条例」という。）第2条中京都市地域水道条例別表細野簡易水道の項の改正規定及び同表余野飲料水供給施設の項を削る改正規定並びに改正条例附則第2項（京都市京北地域水道の管理に関する条例第1条の改正規定中「，京北北部簡易水道」を削る部分並びに京北西部簡易水道及び熊田簡易水道に関する部分を除く。）の規定の施行期日は，平成28年12月6日とする。

（上下水道局技術監理室地域事業課）